

奈良県県民センター管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十七号

奈良県県民センター管理運営規則の一部を改正する規則

奈良県県民センター管理運営規則（昭和四十六年八月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「七〇〇円」を「七二〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（この規則の施行の日以後の利用料金の額の定め）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用料金の額の定めは、施行日前においても、この規則による改正後の奈良県県民センター管理運営規則別表の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。